

特許法上の間接侵害論の変遷と裁判実務の傾向

知財高判令和3年10月13日〔令和3年(ネ)第10029号〕裁判所HP〔手摺取付装置事件〕(原審: 大阪地判令和3年2月18日(平成29年(ワ)第10716号)裁判所HP)及び「国際知財司法シンポジウム2021」の模擬裁判の事例等を元に、特許法上の間接侵害論の変遷と裁判実務の傾向を概観する。

> 知的財産権法研究会¹ 弁護士 **小松 陽一郎**

- 第1 事例1:知財高判令和3年10月13日〔令和3年(ネ)第10029号〕裁判所HP〔手摺取付装置事件〕(原審:大阪地判令和3年2月18日〔平成29年(ワ)第10716号〕裁判所HP)
- 1 本件訴訟における争点の1つとしての間接侵害
- (1) 本件は、発明の名称を「手摺の取付装置と取付方法」²とする特許第5330032号(「本件特許」、その特許請求の範囲請求項1記載の発明を「本件発明」)に係る特許権(「本件特許権」)を有する原告が、被告製品に係る被告方法が、本件発明の技術的範囲に属し、被告製品の製造・販売等は、本件特許権の間接侵害(特許法101条4号、5号。なお、被告方法の一部は直接侵害が問題となった)に該当するとして、差止請求等と損害賠償請求をしたものである。以下では、「本判決」、「原審判決」という。
- (2) 本件発明を構成要件に分説すると、以下のとおりである。
 - A ベランダのパラペットP上にその長手方向に所定間隔おきに手摺支柱1を立設し、これら 手摺支柱1の上端部に手摺笠木2を架け渡すことによって手摺本体3を形成してなる手摺の 取付方法において、

_

^{1 「}知的財産権法研究会」は、現在は筆者が代表を務めているが、その正確な発足時期は確認できないものの、著名な特許弁護士・知財弁護士の、石黒淳平先生、馬瀬文雄先生、小野昌延先生、村林隆一先生が代々代表であられ、大阪において、昭和33年(1958年)頃から現在まで、原則として毎月開催している、知的財産法の分野では(超)歴史のある研究会である。

本稿は、令和3年12月8日開催の第20回「知的財産権法研究会と日本知的財産協会との最近判決例合同研究会」(大阪弁護士会館とZoomを利用したハイブリッド方式を採用)における発表内容に加筆修正したものである。

² 出願経過において、旧請求項1について(のみ)、先願範囲の拡大(特許法29条の2)、文献公知、 進歩性欠如を根拠とする拒絶理由通知に対応する手続補正にて、物の発明である取付装置(旧請求項 1)を削除している。

- B 手摺本体3の室外側に、手摺本体3の長手方向略全域にわたってガラス上縁部嵌合溝4が連通形成されるガラス用上枠5と、手摺本体3の長手方向略全域にわたって前記ガラス上縁部嵌合溝4に対応するガラス下縁部嵌合溝6が連通形成されたガラス用下枠7と、上下枠5、7間に、ガラス側縁部嵌合溝8、9が形成されてなる左右側枠10、11とからなるガラス取付枠14が一体又は一体的に設けられ、
- C このガラス取付枠14に複数のガラス板12各ガラス板12間に目地材を取り付けるにあたって、目地材としてアルミ製目地枠13を用い、
- D また手摺支柱1の室外側側面には、アルミ製目地枠13を係止するための係止10爪15が突設され、
- E アルミ製目地枠13の室内側側面には、アルミ製目地枠13を手摺本体3の長手方向の一方側から摺動させることによって前記係止爪15に係止される被係止爪16が突設され、
- F しかして、まず最初のガラス板12を室内側からその上縁部12aをガラス上縁15部合溝4に 嵌合し、
- G 次にその下縁部12bをガラス下縁部嵌合溝6に落し込むように嵌合する所謂倹鈍式によってガラス板12を上下枠5、7間に嵌め込み、
- H 次にそのガラス板12を上下縁部嵌合溝 4、6に沿って一方側から摺動させて、該ガラス板12の側縁部12cをガラス取付枠14の他方側の側枠10のガラス側縁部20嵌合溝 8 に嵌合し、
- I 次にアルミ製目地枠13を上下枠5、7間を一方側から摺動させて、その被係止爪16を係止 爪15に係止させることによってアルミ製目地枠13を手摺支柱1に係止させ、これによって該 目地枠13を最初のガラス板12の側縁部12dに係合保持させ、
- J そして次のガラス板12を同様にして室内側から倹鈍式で上下枠5、7間に嵌め込み、これも同様に一方側から摺動させて、該ガラス板12の側縁部12cを先のアルミ製目地枠13に係合保持させ、
- K このようにして複数のガラス板12とアルミ製目地枠13を交互にガラス取付枠14に室内側から取り付けることによって、手摺本体3の室外側長手方向略全域に複数のガラス板12が連続して手摺本体3とアルミ製目地枠13に囲繞されるようにして取り付けられる
- L 手摺の取付方法。

(「【技術分野】【0001】本発明は、ベランダのパラペット(堰壁)に設置される手摺本体の室外側にガラス板を連続的に取り付けるようにした手摺の取付装置と取付方法に関するものである。」(「【発明の効果】【0010】請求項1に係る発明によれば、ベランダのパラペットP上にその長手方向に所定間隔おきに手摺支柱1を立設し、これら手摺支柱1の上端部に手摺笠木2を架け渡すことによって手摺本体3を形成してなる手摺の取付装置において、…<u>手摺本体3の室外側長手方向略全域に連続して複数のガラス板12がガラス取付枠14に取り付けられるようになっているため、手摺本体3の室外面である見付は、手摺本体3の長手方向略全域にかけて連続して設けられたガラス板12で覆われているため、外観上の体裁が非常に良く、又該ガラス板12によって室内側への風雨の進入を防ぐことができ、風雨の時でも室内を開放しておくことができる。」等。なお、本判決は、手すり本体取付け後の効果として、上記以外に、取付強度の高さ(強さ?)・風圧への耐久性等も認定している)</u>